

施策名	目標3－1大気環境の保全										担当部局名	水・大気環境局 環境管理課環境汚染対策室 モビリティ環境対策課			
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年9月	
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。										政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全			
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ○自動車NOx・PM総量削減基本方針(令和4年11月22日閣議決定)第2														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度				
1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△		
					別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	集計中	—	—	—				
2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△		
					別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	集計中	—	—	—				
3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。	○		
					別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	集計中	—	—	—				
4 我が国の降水中pHの加重平均値(pH)	—	—	5.6	—	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	全国の酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。	△		
					5.07	4.98	5.05	集計中	—	—	—				
5 アスベスト大気濃度調査における石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合(解体等工事に係るもの)	—	—	100	—	100	100	100	100	100	—	—	環境省のアスベスト大気濃度調査結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本/L以下であり、石綿繊維数濃度も1本/L以下である。そのため、解体等工事における漏えい監視の観点から、石綿繊維数濃度1本/Lを目安とし、石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合測定指標として選定した。	○		
					100	96.1	100	100	—	—	—				

	6	解体等工事に係る事前調査結果の報告件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大気汚染防止法において、解体等工事に当たり、適切なアスベスト飛散防止対策を講じるため、事前に特定建設材料の有無等を調査することとされており、当該報告件数は、その進捗を把握するのに的確であるため、測定指標として選定した。	—											
	7	環境目標値の設定または再評価を行った有害大気汚染物質数	—	—	2	—	—	2	2	2	2	2	有害大気汚染物質のうち、優先取組物質23物質について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい大気環境濃度の目標値を設定することとされている。環境目標値は、有害大気汚染物質による健康リスクの低減等を図る上で重要な値であるため、その設定や再評価の進捗を把握するのに適した測定指標として、環境目標値が設定または再評価がなされた優先取組物質数を選定した。	×										
							0	0	0	0	—	—			—									
測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠									達成										
	8	我が国における水銀大気排出量(t)	前年度に比べて排出量を削減する	—	前年度の水銀の大気排出量と今年度の水銀の大気排出量を比較することで、水銀の大気排出量削減量を示すことができるため、測定指標として設定した。									○										
	9	国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有	—	—	全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。									○										
	10	放射性物質に係る環境汚染の防止	—	—	我が国における一般環境中の放射性物質による健康影響に関する最新情報を環境放射線量率のモニタリングにより把握し、放射性物質による環境の汚染防止のための措置等及びその在り方に関する検討等を行い、必要に応じた措置をとるため、測定指標として選定した。また、当該措置をとることにより、大気環境の改善・保全を図ることを目標とした。									○										
達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号					
	(1)	大気汚染防止推進費（昭和46年度）	1～4,7,9	004780		(5)	光化学オキシダント等総合対策費（平成20年度（令和6年度より名称変更））	1	004787		(9)	EST普及推進・エコモビリティ技術海外展開推進費（令和2年度）	—	004824		(13)	—	—	—		(17)	—	—	—
	(2)	有害大気汚染物質等対策推進費（平成23年度組替）	1,7	005934		(6)	大気環境監視システム整備経費（昭和47年度）	1	—		(10)	環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-9、関連R5-10】	1	004786		(14)	—	—	—		(18)	—	—	—
	(3)	石綿飛散防止総合対策費（平成23年度組替）	5,6	004690		(7)	大気環境に関する国際協力推進費（平成14年度）	9	007476		(11)	水銀大気排出対策推進事業費（平成27年度）	8	004782		(15)	—	—	—		(19)	—	—	—
	(4)	在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費（昭和53年度）	1	004784		(8)	モビリティ大気汚染対策推進費（昭和38年度）	1,2,3	005850		(12)	放射能調査研究費（昭和32年度）	10	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
			(判断根拠)	○【全国の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率】(指標1・指標2) 全国の大気環境基準の達成状況について、光化学オキシダントは環境基準達成率が依然として極めて低いまま推移している。令和3年度に初めて環境基準達成率100%を達成した微小粒子状物質(PM2.5)は令和4年度以降も高い環境基準達成率を維持しており、一時的な濃度減少ではないことが確認できる。その他の大気汚染物質についても、高い達成率の維持を継続している。 ○【大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率】(指標3) 自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の令和6年度の環境基準達成率は、令和元年度以降、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも、一般局、自排局ともに100%を達成し続けている。 ○【我が国の降水中pHの加重平均値】(指標4) 我が国の降水のpHは継続して緩やかな改善がみられるものの、引き続き酸性化した状態にある。 ○【アスベスト大気濃度調査】(指標5) 建築物解体現場等42地点において石綿による大気汚染の状況を調査したが、一般大気環境において石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた地点はなかった。 ○【解体等工事に係る事前調査結果報告件数】(指標6) 事前調査結果の報告はR4年度から義務化されたものであり、制度が浸透してきたことで報告件数が増加している。 ○【環境目標値の設定または再評価を行った有害大気汚染物質数】(指標7) 優先取組物質について、科学的知見を収集・検討し、健康リスク評価を順次進めているものの、環境目標値の設定・見直しには至らなかった。 ○【水銀大気排出量】(指標8) 最新の水銀大気排出インベントリの大気排出量の推計値は、前年度より小さかった。 ○【国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有】(指標9) 酸性雨及び黄砂のモニタリングデータを関係諸国に共有し、対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に貢献した。 ○【放射性物質に係る環境汚染の防止】(指標10) 国内の各測定所において測定している空間放射線量率の数値は極めて低い状況を維持していることを確認している。		
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		○(指標1・指標2) PM2.5の環境基準達成率は、令和3年度に初めて一般局、自排局ともに100%となったが、令和4年度以降も高い環境基準達成率を維持していた。また、全測定局の年平均値は、平成25年度以降緩やかな改善傾向が続いている。PM2.5は他の汚染物質と違い、ガス状大気汚染物質が環境大気中での化学反応により粒子化によって生じる粒子状物質であるため、この改善傾向を維持することは難しい。今後も維持すべく、引き続きPM2.5の大気排出量削減に取り組む必要がある。 ○(指標1・指標2) 光化学オキシダントは他の汚染物質と違い、太陽光の作用で窒素酸化物や炭化水素が化学反応を起こして生成される酸化性大気汚染物質であるため対応が難しい。光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いると、近年、高濃度地域の光化学オキシダント濃度は横ばいとなっている一方で、前駆物質濃度や総排出量は低下傾向にある。今後は更なる削減に向け、令和7年度に策定した『微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン』に基づき、PM2.5及び光化学オキシダントの更なる濃度低減対策を推進する必要がある。 ○(指標4) これまで酸性雨の状況及び影響の把握を行い降水中pHの改善が緩やかであることを確認した。これについて原因が国内だけでなく海外からの越境汚染によるため、目標値を含めて酸性雨対策を評価し、越境大気汚染対策として総合的に再構築する必要がある。 ○(指標7) 有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質のうちの優先取組物質について、知見の収集や、収集した知見に基づく環境目標値の検討を行っており、環境目標値の設定に至らなかった。環境目標値が設定されていない物質について環境目標値の設定に向けた検討を早急に進める必要がある。		
		次期目標等への反映の方向性	【施策】	○引き続きPM2.5対策を進めるとともに、光化学オキシダントについては、令和7年度に総合的な対策のため策定した「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」に基づき、光化学オキシダント濃度低減のための前駆物質排出削減対策等、効果的な取組の検討等を進める。 ○光化学オキシダント及びPM2.5以外の大気汚染物質については、水銀も含めて引き続き測定を継続するとともに、大気汚染防止法等に基づく大気汚染物質の排出抑制により、高い達成率を維持していく。 ○酸性雨については、引き続き有識者の意見等を踏まえ、これまでの酸性雨対策の評価に基づきながら、今後検討を行っていく。 ○環境目標値が未だ設定されていない優先取組物質について疫学調査等の有害性に関する知見や環境中濃度などの曝露に関する知見の収集・把握を通じて、早急にリスク評価を実施し環境目標値の設定に向けた検討を進める。健康リスク評価の結果について専門委員会に諮る。 ○東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の中期計画2026-2030においてPM2.5やオゾン等の新規モニタリング対象物質に活動範囲が拡大したことを踏まえ、適切にデータを共有し、東アジア地域の大気環境の改善に引き続き貢献する。 ○アスベストについては、モニタリングを継続すると共に、改正大気汚染防止法の適切な施行のため、引き続き解体等工事に係る事前調査の周知徹底に努める。また、解体等工事に係る事前調査結果の報告件数の目標値についても、事前調査者制度の施行状況を踏まえて検討を進め、アスベストの大気への飛散防止の徹底を図る。		
			【測定指標】	測定指標1～10について、適切に測定できていることから、変更しない。		
	学識経験を有する者の知見の活用	<参考: 施策の実施における活用状況> ○国内の光化学オキシダント対策について、「光化学オキシダント対策ワーキングプラン(令和4年1月策定)」により進めてきた、光化学オキシダントや微小粒子状物質(以下「PM2.5」という。)の大気中の濃度低減の取組を更に推進するため、PM2.5と光化学オキシダントの総合的な対策のための「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」を令和7年12月に策定した。 ○令和4年1月に策定した「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」に沿って検討を行ってきた光化学オキシダントにかかる環境基準の再評価結果を受け、令和7年12月11日に中央環境審議会会長から環境大臣に対して「大気汚染物質に係る環境基準の見直しについて(第一次答申)」がなされた。令和8年1月30日には『大気の汚染に係る環境基準について』の告示改正を行い、光化学オキシダントの環境基準の見直し(令和8年4月1日より施行)を行った。			SDGs目標との関係	【主な目標】 本事業は大気汚染状況の監視、基準の検討を通し、大気環境の保全を達成するものであり、目標3「全ての人に健康と福祉を」及び11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。また、事業者に対して大気汚染防止法による規制を行うことで、目標12「つくる責任 つかう責任」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 大気汚染物質の中には、光化学オキシダントに含まれるオゾンのように温室効果を持つものもある。これらの物質の濃度変動に向けた取組を進めることにより、目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 また、大気汚染物質の中には二酸化窒素等、窒素を含んだ物質が多数ある。これら窒素を含んだ物質は大気から土壌や河川を通じ、海へと流入する物質循環がある。窒素は近年使用量の過剰が指摘されており、これらの対策を進めることで、目標14「海の豊かさを守ろう」及び目標15「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各年度 大気汚染状況報告書(環境省) ○アスベスト大気濃度調査結果について(環境省 報道発表添付資料) ○令和7年度大気汚染防止法施行状況調査(令和6年度実績)				

令和7年度事前分析表及び政策評価書_目標3－1 別紙

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]							
ア. 二酸化いおう(SO2) エ. 二酸化窒素(NO2) キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM2.5)							
イ. 一酸化炭素(CO) オ. 光化学オキシダント(Ox) ク. テトラクロロエチレン							
ウ. 浮遊粒子状物質(SPM) カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン							
②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]							
ア. 二酸化窒素(NO ₂) ウ. 光化学オキシダント オ. 一酸化炭素(CO)							
イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO2) カ. 微小粒子状物質(PM2.5)							
③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]							
ア. 二酸化窒素(NO2) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)							
年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標年	目標値
	①ア	99.5	99.8	99.6	集計中	－	100
	イ	100	100	100	集計中	－	100
	ウ	100	100	100	集計中	－	100
	エ	100	100	100	集計中	－	100
	オ	0.1	0.1	0	集計中	－	100
	カ	100	100	99.7	集計中	－	100
	キ	100	100	100	集計中	－	100
	ク	100	100	100	集計中	－	100
	ケ	100	100	100	集計中	－	100
	コ	99.9	100	99.5	集計中	－	100
	②ア	100	100	100	集計中	－	100
	イ	100	100	100	集計中	－	100
	ウ	0	0	0	集計中	－	100
	エ	100	100	100	集計中	－	100
	オ	100	100	100	集計中	－	100
	カ	100	100	100	集計中	－	100
	③ア	100	100	100	集計中	－	100
	イ	100	100	100	集計中	－	100